省令

○総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省令第一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令

1　厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該年度における積立金（法第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の資産の額及びその構成割合（管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）の管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）ごとの資産の額及びその構成割合を含む。）

二　当該年度における積立金の運用収入の額（管理運用主体の管理積立金ごとの運用収入の額を含む。）

三　積立金の管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価（管理運用主体の管理積立金ごとの管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価を含む。）

イ　当該運用の状況が年金財政に与える影響

ロ　法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

ハ　積立金基本指針（法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針をいう。）に定める事項の遵守の状況（イ及びロに掲げる事項を除く。）

四　その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

2　主務大臣は前項の報告書の作成後、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　平成二十七年度に係る法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項のうち、第一項第二号に規定する積立金の運用収入の額に関し、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の管理積立金については、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における当該管理積立金の運用収入の額を記載するものとする。

○法務省令第四十三号

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「前項、」を「前項」に改め、「について」の下に「、第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ」を加える。

第三十六条の見出しを「（会社法人等番号の提供を要しない場合等）」に改め、同条第一項中「次に掲げる」を「申請人が同号イに規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第二百九条第三項及び第四項並びに第二百四十三条第二項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。）によって登記の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

第三十六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

3　令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であって、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

第三十六条第四項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード」を「住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。）又は会社法人等番号（商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（添付情報の省略等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二　法人である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第四十三条第一項第二号中「（昭和三十八年法律第百二十五号）」を削る。

第四十四条第二項中「代表者の資格を証する情報」を「会社法人等番号」に改める。

第六十五条第七項及び第六十八条第八項中「第三十七条」の下に「及び第三十七条の二」を加える。

第百九十三条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第百九十三条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。